地域生活支援拠点等登録申請に必要となる運営規程改正例

|  |  |
| --- | --- |
| 運営規定の記載例 | 留意事項 |
| その他運営に関する重要事項  （地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所）  第　　条　事業所は、帯広市から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）に規定する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として位置付けられており、次の機能を担う。  （１）　相談  　緊急時の支援が見込めない地域生活障害者等に対して、常時の連絡体制の確保等に加え、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。  （２）　緊急時の受入れ・対応  　短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者等の急病や地域生活障害者等の状態変化等が生じた場合の緊急時の受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  （３）　体験の機会・場の提供  　地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能。  （４）　専門的人材の確保・養成  　医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  （５）　地域の体制づくり  　障害福祉サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 | （1）から（5）の機能の少なくとも１つの機能を運営規定で位置づける。 |